

レンタサイクル利用規約

このレンタサイクル（以下「自転車」という。）は、上総一宮観光案内所（以下「当案内所」という。）が管理運営しています。この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）が自転車を利用するにあたり、遵守していただく事項について規定しております。

1. 利用申込み

- ・利用申込みは当案内所窓口、電話予約およびEメールによる予約のいずれかの方法で行うことができます。
- ・貸出手続きの際、利用申込書兼誓約書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）と一緒に提示してください。障害者手帳による貸出も致しますが、運転中の事故等につきまして、当案内所は一切責任を負いかねますので、ご利用については十分ご注意ください。
- ・身分証明書は、複写させていただきます。
- ・利用申込みは高校生（または16歳）以上の方に限らせていただきます。中学生以下（または15歳未満）の場合は保護者の同伴が必要です。
- ・また、利用申込書兼誓約書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。ご予約の場合、変更・取消はお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時間を過ぎた場合は取消をする場合がありますのでご了承ください。
- ・釣ヶ崎観光案内所（一宮町東浪見 6961-7）へ返却することも可能です。釣ヶ崎観光案内所へ返却される場合は受付時に申し出てください。

2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関連して当案内所が知り得た個人情報については、当案内所が別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

3. 利用料金 (税込)

自転車仕様	利用料金
電動アシスト付自転車	1,000円
普通自転車	500円
ビーチクルーザー	500円
スポーツ自転車	1,000円

※利用料金は1日単位の料金となっております。

4. 利用時間

- ・利用時間は、8:30から16:30までです。
- ・利用は1日毎（利用時間内）で日を連続して利用することはできません。ただし、町内宿泊施設を利用する場合に限り、最長2泊3日（利用料金×利用日数）で利用することができます。また、連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合には、所管警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

5. 利用条件

- ・貸出・返却とも利用時間内（8:30から16:30）に行ってください。
- ・自転車の利用については、道路交通法等関連法令を遵守することはもちろん、交通マナーには十分に留意してください。

- ・お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。

6. 貸出・返却時の車体確認

- ・貸出の際は、別紙「自転車の点検チェックリスト」の乗車前確認に基づき、利用者の前で点検を行い、異常がないことを双方で確認します。
- ・貸出時と同様、返却時も点検を行い双方で確認します。

7. 自転車の故障・損傷

- ・利用中に自転車が故障した場合は、直ちに自転車利用を中止し、当案内所までご連絡下さい。
- ・利用者に起因する自転車の故障（通常の利用における小さなキズは除く）の場合、修理代金又は自転車代金を利用者にてご負担いただきます。
- ・自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当案内所に起因する場合を除いて当案内所は一切の責任を負いません。
- ・スポーツ自転車の利用中にパンクされた場合には、お貸ししている予備チューブ等をご利用下さい。返却時に予備チューブ他貸出消耗品代金をお支払い下さい。

8. 自転車の盗難・紛失

- ・利用中に自転車から離れる場合は、必ず盗難防止のため自転車の鍵を施錠してください。
- ・利用中に自転車の盗難に遭い、若しくは紛失した場合は速やかに申出てください。
- ・無施錠のまま放置した等利用者に起因する盗難・紛失の場合は、利用者により自転車代金をお支払いいただく場合があります。
- ・自転車を放置禁止区域に放置し撤去された場合は、利用者自らの責任で返還を受けて下さい。返還に要する諸費用は利用者にてご負担いただきます。

9. ケガ・事故処理について

- ・利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置を取るとともに、当案内所へ事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。
- ・事故についての示談・協議が必要な場合には、利用者自らの責任において行ってください。
- ・当案内所が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当案内所が被害を被った場合には、利用者によりその損害賠償を請求することがあります。

10. 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- ①飲酒・無謀運転・二人乗り・傘差し運転、その他交通法規に違反する行為。
- ②危険個所、不適切な場所での利用や歩行者などの通行障害となるような行為。
- ③自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐車。
- ④自転車の改造。
- ⑤利用中に当該自転車のパンクを認めた上での運転を継続する行為。
- ⑥利用申込者以外の第三者に使用（転貸）させること。

11. 貸出の拒絶又は取消

以下のような状況下においては、貸し出しを中止させていただく場合がございます。

- ・貸出期間が暴風雨等の悪天候時、若しくはそれらが予想されるとき。
- ・周辺の道路状況、事件、事故などの影響、またその他の理由で適当ではないと判断したとき。